

答申第65号

答 申

1 審査会の結論

平成29年1月19日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年2月14日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年1月19日付けで次のとおり開示請求を行った。

市産業スポーツセンター推進室長を務める男性職員（52）が公用車に給油するための伝票を不正に使い、自家用車に公費で給油していた件の、2015年5月～昨年11月、約40回にわたってこの伝票で私有車に各30～40リットルほどを給油した時の伝票の写しとこの職員に関する文書。

- (2) 実施機関は、平成29年1月31日付けで本件開示請求に係る補正依頼を次のとおり行った。

「市産業スポーツセンター推進室長を務める男性職員（52）が公用車に給油するための伝票を不正に使い、自家用車に公費で給油していた件の、2015年5月～昨年11月、約40回にわたってこの伝票で私有車に各30～40リットルほどを給油した時の伝票の写しとこの職員に関する文書」とありますが、「この職員に関する文書」とは、「人事記録カード」と理解してよろしいですか。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月10日付けで、補正依頼に対する回答を次のとおり行った。

相違ありません。

- (4) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

人事記録カード

- (5) 実施機関は、本件公文書について、公文書を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月14日付けで公文書不開示決定（以下「本件処

分」という。)を行った。

人事記録カードは、条例第7条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるとともに、同条第6号（事務・事業情報）エに該当し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

- (6) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

前葉泰幸の任命責任もあり、市長は辞任すべきである。また本件、犯罪の再発防止のため、人事記録カードは公開すべきであり、不開示決定は、前葉泰幸の失当である。

4 実施機関の不開示理由説明

人事記録カードは、職員の極めて詳細な経歴等が記載されたプライバシー性が高いもので、また、人事管理上必要な情報として秘密性が高く、非常に慎重な管理を要するものであり、個人情報（条例第7条第2号）及び事務・事業情報（同条第6号）に該当するため。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を不開示とした決定が適正であるか否かについて争っている。

当審査会は、実施機関が主張する条例第7条第2号及び第6号の該当性のほか、犯罪の再発防止のため、人事記録カードは公開すべきと審査請求人が主張していることを踏まえ、公益上の理由による裁量的開示について定めた条例第9条の該当性についても検討する。

(1) 条例第7条第2号及び第6号エの該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。また、同条第6号エは、行政機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると定めている。

本件公文書である人事記録カードは、市職員の住所、生年月日、電話番号、家族構成のほか、極めて詳細な経歴等が記載されたプライバシー性の

高いものである。また、人事管理上必要な情報として秘密性が高く、非常に慎重な管理を要するものであることから、条例第7条第2号及び第6号に該当すると認められる。

(2) 条例第9条の該当性について

条例第9条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合にあっても、公益上特に必要があると認められる場合においては当該公文書を開示できるものと定めたものである。

審査請求人は、犯罪の再発防止のため、人事記録カードは公開すべきと主張している。しかし、本件公文書は、当該職員に関する詳細な経歴が記載されているものの、当該事件とは何ら関連性を有するものではなく、犯罪の再発防止効果が期待できるとはいえない。したがって、前述不開示情報を公開すべき公益性は認められず、条例第9条には該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂